

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導契約書

様（以下「利用者」と略します。）と医療法人 愛広会（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するキーデンタルクリニック新潟訪問専門医院によるサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービス（以下「（介護予防）居宅療養管理指導サービス」と略します。）を提供します。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

契約の開始日 西暦 2025年 月 日

契約の満了日 利用者の要介護認定の有効期間の満了日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護（又は要支援）状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（又は要支援）認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

### （個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者へ説明して同意を得、交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者へ説明の上、交付します。

### （提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申

し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

### **(利用料等の支払い)**

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりであり、利用料の支払いに関しては、利用者がその債務を負うことといたします。

ただし、利用者がこの債務についての責を負わない場合、または滞納した場合に利用者に代わって債務を負う支払者を別紙にて届け出る必要があります。

### **(利用料の変更)**

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。

ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### **(利用料の滞納)**

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

### **(利用者の解約権)**

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの

契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されま  
す。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期  
間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にも  
かかわらず、これを提供しようとししない場合
- 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うな  
ど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

#### (事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告  
期間をもって、この契約を解約することができます。

- 一 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の  
申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困  
難となった場合
- 二 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者において  
サービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 三 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用する  
ことができない場合
- 四 利用者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して下記に示す行為を  
繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
  - ① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
  - ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなど  
の行為
  - ③ サービス利用中に職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、または録音  
などをインターネットなどに掲載すること
  - ④ その他上記に準ずる行為

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地  
域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、  
解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

#### (契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満  
了した場合
- 二 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場  
合

- 三 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 四 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- 五 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 六 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等した場合
- 七 利用者の要介護（要支援）状態区分が自立となった場合
- 八 利用者が死亡した場合

### **(損害賠償)**

- 第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
  - 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

### **(守秘義務)**

- 第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
  - 3 事業者は、利用者及びそのご家族または身元引受人の個人情報について、事業者が定める個人情報に関する基本方針に基づき、別紙「個人情報の使用について」に記載のとおり、必要最小限の範囲内で使用します。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

### **(苦情処理)**

- 第13条 利用者又代理人は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は代理人から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
  - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

### (サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の家族は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

### (利用者代理人)

第15条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、又、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

### (契約外条項)

第16条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、(介護予防)居宅療養管理指導サービスに関する契約を締結します。  
上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名、それぞれ1部ずつ保有します。

西暦 2025年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第12条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者 住所  
氏名

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住所  
氏名  
本人との続柄

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 住所 新潟県新潟市北区木崎761番地  
事業者(法人名) 医療法人 愛広会  
代表者職・氏名 理事長 池田 弘

(立会人) 私は、( )として、この契約に立ち会いました。

住所  
氏名

(家族代表) 私は、第12条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住所  
氏名

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 愛広会
主たる事務所の所在地	〒950-3304 新潟県新潟市北区木崎761番地
代表者（職名・氏名）	理事長 池田 弘
設立年月日	平成5年11月24日
電話番号	025-384-1581

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	キーデンタルクリニック新潟訪問専門医院	
サービスの種類	診療所	
事業所の所在地	〒953-0041 新潟県新潟市西蒲区巻甲2908-3	
電話番号	0256-77-8002	
指定年月日・事業所番号	令和5年5月1日 指定	1537131235
管理者の氏名	小林 美登	
通常の事業の実施地域	新潟市西蒲区、南区、西区、燕市（当院から16kmの範囲内）	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

種 類	内 容
歯科医師が行う居宅療養管理指導	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な歯科医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
歯科衛生士が行う居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。

#### 5. 営業日時

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営 業 時 間	午前9時から午後5時まで

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
歯科医師	常勤1人、非常勤2人	歯科衛生士	常勤2人、非常勤1人

※上記の他、事業所の運営上必要な従業者を配置しています。

#### 7. 利用料

(1) サービスの利用に係る費用は、別紙【利用料金表】のとおりです。

(2) 別紙【利用料金表】に定める利用料金は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の10日に請求書を発行いたします。その当月の27日（銀行休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座より引き落としにてお支払いいただきます。なお、口座振替に伴う手数料は利用者のご負担とさせていただきます。（資金不足等により口座振替不能の場合でも、口座振替手数料は発生・請求されますのでご了承下さい。）
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の10日に請求書を発行いたします。請求書が到着次第、月末までにお振込み下さい。なお、銀行振込に伴う手数料は利用者のご負担とさせていただきます。

## 8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0256-77-8002
	窓口開設時間	午前9時～午後5時
	担当職員	小林 美登

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市介護保険課	025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

## 11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問歯科職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問歯科職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 12. 虐待の防止のための措置

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、①虐待防止委員会の開催、虐待防止のための指針の整備、③虐待防止研修の実施、④専任担当者の配置の措置を講じます。また、事業所は虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

## 13. その他

サービスの利用にあたり、ご利用者の意向等について事業所が予め確認すべきことは、「重要事項説明書別紙（意向等確認書）」のとおりです。

